

# 精華町教育委員会会議 議事録

令和6年（第1回）

- 1 開 会 令和6年1月29日(月) 午後2時30分  
閉 会 令和6年1月29日(月) 午後5時00分
- 2 場 所 精華町立図書館 集会室
- 3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員  
井上委員 高岡委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席事務局職員  
浦本教育部長 有城総括指導主事  
俵谷学校教育課長  
糸山学校教育課担当課長(施設担当)  
川畑学校教育課担当課長(学校給食担当)  
田原生涯学習課長 平井学校教育課主幹
- 6 傍聴者 0名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第1回教育委員会会議の開会を宣言。

(2) 第12回教育委員会会議議事録について

教育部長から令和5年第12回教育委員会会議の議事録について説明。

**【採 決】**

- ・全員承認

(3) 教育長報告事項

委員の皆さんにも登壇いただいた二十歳のつどいは、式典は滞りなく終了し、その後も特に問題は発生しなかった。

今年の正月は能登半島地震や航空機の事故が発生し、非常にいたたまれない思いだが、地震については発災直後から町消防本部が現地で活動しているほか、町長部局、教育部を含めて既に事務職3名、保健師1名が現地入りし、避難所の活動の支援などを行っている。

また、4年ぶりに町スポーツ協会の新年会があり、単なる交流を越えて、様々な団体の活動状況や、最近の情報などを知るよい機会となった。現在、部活動地域移行の取組をスタートさせているので、協会所属の各競技団体に向けて協力をお願いした。

#### (4) 協議事項

令和6年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について

総括指導主事 令和6年度の指導の重点の改訂は、新型コロナウイルス感染症の5類移行や教育大綱の改定、生徒指導提要の改訂、そして第2期京都府教育振興プランなどを受けた表現の変更などの文言整理が主なポイントとなる。

初めに、学校教育指導の重点について、改訂案を説明させていただく。

「はじめに」では、2行目に「夢を持ち」という文言を挿入した。これは教育大綱の改定により、教育大綱前文に「夢をもって」、基本目標に「夢をもち」が入ったことを受けたものである。

続いて、「1 学校経営の基本事項の内容」の(6)では、「地域との連携を一層深め」を「連携・協働」に変えている。当該箇所以外についても、学校と地域は連携・協働の関係であるという視点で、「連携」はすべて「連携・協働」に変更している。

続いて、(7)は、中学校給食開始に伴う文言修正で、中学校給食は既に始まっているため、小・中学校における表現に変えている。

次に「2 未来を生き抜く子どもの育成」の「(2)学力の充実・向上」では「京都府学力診断テスト」が令和5年度から「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」に

名称変更されているので対応している。

「(5) 生徒指導の充実」では「人間関係」という文言の前に「共感的な」を挿入し、また、「児童生徒の理解に努め、成長を促す指導等（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）の積極的な生徒指導の充実を図る」という形に変更している。この2点については、生徒指導提要の中に共感的な人間関係の育成という表現があることと、文部科学省がまとめている改訂のポイントに、成長を促す生徒指導という表現があったので、それに合わせての変更となる。

続いて、「(9) 健康教育・薬物乱用防止教育の充実」の新型コロナウイルス感染症に関する文言は、5類移行に伴って削除した。

続いて、「(11) 持続可能な社会の創り手の育成」では、「問題解決的」という文言を「課題解決的」に変更した。これは、第2期京都府教育振興プランややましろ授業スタンダードの、課題解決型の授業や課題解決的な学習という記載に合わせての変更となる。

続いて、「(12) ICTの積極活用、プログラミング教育の推進」では、「効果的・効率的に活用」し、「ハイブリッド型の指導」、「協働的な学び」、「多様な学び」を推進するという表現に変更している。

また、「AIの開発」から始まる文言については、こちらも第2期京都府教育振興プランの「活用力・対応力」と「学ぶことの意識や楽しさを感じられる多様な学び」という表現から引用して変更を行った。

続いて、「4 家庭・地域社会の教育力の向上」の「あいさつ運動」を削除して、「学校運営協議会」を入れた。あいさつ運動に関しては、現在行われていない状況もある一方、各校に学校運営協議会が設置されたこともあり、このような形に変更している。

「5 命を守り人権を大切に作る共生社会づくり」の「(2) いじめや虐待等の未然防止・早期解決」の中に、「再

発防止」と「多様性」という文言を入れている。

この変更についても、第2期京都府教育振興プランと教育大綱の方針「命を守り人権を大切にする共生社会づくり」の「多様性を認め合える社会の実現」という表現から引用して変更した。

次に、「(5)交通安全教育等の推進」では、道路交通法が改正され、自転車の交通違反の取り締まりが変わることもあり文章等を変更した。

また、「6 教育の質を高める環境の整備」の「(1)教職員の資質の向上」の中に「地域住民」という文言を入れた。これは、学校・家庭・地域の視点からである。

「(5)教職員の働き方改革の推進」には、少し具体性を追加し、膨れる授業時数への警鐘と、部活動地域移行による働き方改革には教職員の意識改革の必要もあるという視点から文言を変更している。

以上が学校教育指導の重点の変更内容の説明となる。

生涯学習課長 続いて、社会教育指導の重点の変更箇所を説明させていただく。

まず、「3 家庭・地域社会の教育力の向上」の「(1)安全・安心な居場所づくりへの支援」の中で、教育大綱の改定で「人と人とのつながりを大切に」という文言が追加されたため、指導の重点においても「人と人とのつながりを大切に」という文言を追加した。

次に、「(2)学校部活動の地域移行」だが、これは昨年度、新しく追加した項目で、「地域連携」とうたっていたが、令和5年度から吹奏楽を対象とした文化部活動の地域移行の取組を始めたので、「地域移行」に変更した。

同じ項目中で、昨年度は、多様な環境整備の「検討」を進めるという表現になっていたが、今年度については既に文化部活動の地域移行に着手したので、「検討」という文言を削除した。

また、「(4)家庭の教育力の向上」についても教育大綱の

文言追加に合わせて「人と人とのつながりを大切に」を追加した。

続いて、「5 教育の質を高める環境の整備」の「(4) 生涯スポーツの振興」では、少し文言の整理をし、「総合的な体育スポーツ大会や、各種スポーツ教室の開催などにより」とした。

最後に、「(5) 町立図書館の充実」の中で、身体障害者を障害のある人という表現に改めた。

社会教育指導の重点の変更内容の説明は以上である。

松 下 委 員 この間にあった様々なことを丁寧に検討されて作業いただいたと認識している。

私も様々な視点から検討を試みたが、世界の情勢を見て、また、冒頭に教育長からあったが、おそらく本案をつくった後に能登半島地震が起こったと思うので、教育関係のみならず、今後、町の施策全体として防災関係の見直し等を反映していく必要があるのではないかと思う。特に今回、小・中学生が集団で移転するという事態になったので、東南海・南海地震の関係を含めて精華町を含めた関西一帯で、何が起こるか分からないという心構えで、今後の状況を見ていかなければならないだろう。

併せて、京都府、そして精華町がこの令和5年度に、どう動いたかという点だが、例えば精華町では、トイレの洋式化が進みつつあり、また、中学校給食が始まり、そして、教育大綱が改定され、町全体としては第6次総合計画が始動している。このように様々な動きがあった。

それでは、この指導の重点の改訂をどのように見ていくかということだが、私は4点の視点で見てみた。

まず、1点目は項目の存置と削除の考え方で、これは事務局から説明いただきよく分かった。

2点目は捉え方で、巨視的な見方と微視的な見方が必要ではないかと思う。先ほどの地震に関連した内容などは、どちらかと言うと世界規模や日本規模という問題で言えば、少

し巨視的に見ていかなければならない。

一方で、精華町や京都府に関連する内容で見れば、少し微視的に地域の情勢を踏まえて見ていかなければならないし、そういった意味で学力診断テストの名称変更などは丁寧に対応してもらっている。

最終的には、この指導の重点は各学校の校長が教職員にしっかり内容を伝えて、精華町として足並みをそろえていこうというものであり、担任の先生が児童生徒一人一人に指導していく指針のようなものになっていくだろうし、それは社会教育分野でも同じことが言える。

3点目は次年度の予算との関係で、予算要求されていた内容がどのように決まっていくかということによって、この指導の重点が変わってくる部分があるならば、その視点を持たなければならないということである。

そして、最後4点目は文言整理で、以上の4点から見て、私を感じたことをお伝えしたい。

まず、「1 学校経営の基本事項」の(1)に、「学んだことを人生や社会に生かそうとする」とあるが、重点全体を見ると、この「生かす」と「活かす」が混在している。それぞれ説明ができるのであればよいが、単なる文言の違いであれば統一したほうがよいということがまず1点である。これは、「安心・安全」という文言についても同様である。

そして、何か所か出てくる「P T A」だが、昨今、議会も含めてP T Aについては様々な議論があるので、P T Aという文言をそのまま残しておくことでよいのか少し気になった。私自身はよいと思うのだが、事務局としての考えをお聞きできればと思う。

また、「2 未来を生き抜く子どもの育成」の「(5) 生徒指導の充実」の変更については、本当にそのとおりだと思う。生徒指導提要も変わり、温かい人間をどうつくるかということと、成長をどう促すかということが強く求められている。学校であれば、校長がまず最初に教職員に指導してい

なければならぬ内容だと思うので、ぜひ次年度、積極的に推進いただけたらと思う。

次に、「(10) 国際理解教育の推進」だが、「我が国の伝統や文化への理解と、多様性を認め合う精神」という表現が少し気になっていて、内容的には、伝統や文化への理解、そして多様性を認め合う精神、これが対になっているように思う。つまり、この2つが同格に扱われているので、間に読点をつけるのは国語的におかしいと感じる。もし対ということでいくのであれば、読点を取るだけでは文章の意味が変わってしまうので、読点を取った上で何か接続する文言を入れなければならない。例えば、「伝統や文化への理解、並びに多様性を認め合う精神」とすれば、意味が通るのではと思うので、検討してみしてほしい。

そして、「3 関西文化学術研究都市を活かした教育の推進」は、先ほど言ったように、ここでは「活かす」が使われているので、他との統一を検討してほしい。

「5 命を守り人権を大切に作る共生社会づくり」の「(5) 交通安全教育等の推進」のPTAについても先ほどと同様に、もし変えるなら保護者という文言にする方法もあると思うが、どのようにすべきか検討してほしい。

また、「6 教育の質を高める環境の整備」の「(3) 指導力量の継承」の始めに「初任者等」とあるので、対象は初任者だけではないと思うが、続く文章では若手教職員となっているので、昨今の状況に照らせば、ICTも含めて新しい内容が出てきて、若い先生だけではなく年配の先生方もやはり日々の研修が重要という状況にもあるので、若手という文言を残すかどうか検討が必要と感じる。

そして「(5) 教職員の働き方改革の推進」の中の「風通しの良い」という文言については、前後の文章とのバランス的に、少し一般的に過ぎる表現ではないかという印象を受けた。

次に、社会教育指導の重点の「2 関西文化学術研究都

市を活かした教育の推進」の「(1) 教育資源の活用」だが、この項目の結論が何かと考えれば、「住民の知的好奇心や探究心に応える」ことだと思うので、例えば、「関西文化学術研究都市の教育資源を活かし、先進的な科学技術等を学ぶ活動を通して、住民の知的好奇心や探究心に応える」といった形で、文章の順番を入れ替えるべきではないかと思った。

そして「(3) デジタルミュージアムの充実」に関連してだが、先日の京都府の文化財保護課の方による講座で、京都府指定の暫定文化財が精華町には幾つも存在していて、その画像が多く紹介された。精華町にも立派な仏像が沢山あることを初めて知った。ぜひ町立図書館のデジタルサイネージの充実にあたっては、そういった暫定文化財の紹介も含めて検討してもらえると住民も関心を持つのではないかと思うので、よろしく願いしたい。

「3 家庭・地域社会の教育力の向上」の「(4) 家庭の教育力の向上」のPTAについては、先ほどお伝えしたとおりである。

「4 命を守り、人権を大切に作る共生社会づくり」の「(1) 人権教育の推進」に「学習活動を推進する」という文言があるのだが、精華町には人権推進委員会があり、同委員会を中心に各課が様々な人権教育に関わる啓発活動を展開しているので、教育委員会としての啓発活動を推進するという意味では非常に大事とは思いますが、関わり方の整理については少し気になった。

高岡委員 どのように説明してよいか少し悩むが、「2 未来を生き抜く子どもの育成」の「(5) 生徒指導の充実」で「共感的な人間関係」という文言が追加されているのだが、変更前の「温かい人間関係」は何となくしっくりくるのだが、「温かい共感的な人間関係」という表現には少し違和感がある。

個人的には、「相互扶助的で共感的な人間関係」のような文言にしてはどうかと思った。

新司委員 「はじめに」に「夢を持ち」とあり、「2 未来を生き抜

く子どもの育成」の「(5) 生徒指導の充実」の「(3) キャリア教育の推進」には「志や夢を持って」とある。また、「3 関西文化学術研究都市を活かした教育の推進」の「(1) 地域学習の推進」では「親しみや愛着をもち」で平仮名になっている。漢字の「持つ」は所有、所持するという意味であり、具体的に手で持つという時に用いる文言だと強く指導された記憶がある。「夢を持つ」は本人が所有するという意味に捉えればよいかと思うが、精華町の公用文の規定に沿った表記なのか。

もう1点は質問で、「2 未来を生き抜く子どもの育成」の「(7) 体力・運動能力の向上」に「新体力テストの結果を活用し」とあるが、現在、新体力テストの結果を具体的にどのように活用されているのか。例があれば教えてほしい。

川村教育長 まず、新司委員からあった「もち」の表記を平仮名と漢字、いずれを用いるかという点については、私も整理したほうがよいと思う。

新司委員がおっしゃったように、所有や保持という意味の「持つ」は明らかに漢字だが、夢をもつ、希望をもつといった「もつ」は、私の経験では漢字を使う場合と平仮名を使う場合のどちらもあった。

しかし、同じ一つの指導の重点の中で用法が統一されていないのは好ましくないので、どちらかに統一すべきで、それにあたっては、できるだけ精華町として公用文を作成する際にどちらを推奨するのかを踏まえて整理していけばよいと思う。

ここでは今答えが出ないので、次回会議までに整理したい。

次に、何か所か、連携を図る対象としてPTAという文言が出てくるが、PTAが休止している学校もあるので、そのままよいかという点である。

PTAと学校との関係について、これからの方向性など、事務局として述べておくことはないか。

教育部長 P T Aの関係については、今、学校現場でいろいろな改革や検討をしてもらっているが、それは学校とP T Aの関係を見直すものというよりは、専らP T Aの加入や、P T A会費の納付方法といった、どちらかと言えば極めて事務的な、これまで法令に則った取扱いになっていなかった部分となっている。

P T Aは社会教育関係団体で、加入はあくまでも任意であるということを徹底したり、情報管理、会費の納入方法といった事務的な部分を法令に則った形で改めたりといった見直しが進んでいる。

P T A活動やこれまでのP T Aと学校の関わりという部分については、時代の変化とともに見直すべきところは見直していくことが必要と考えているが、現時点で直ちに、何か劇的に大きく活動内容が見直されるといったことではないと考えている。

しかし、任意加入が徹底されてP T Aの組織率が落ちてきた時に、果たしてこれまで保護者の大半が加入することを前提としてきたP T A活動が継続できるかどうかは少し懸念される。学校とP T Aの関係がこれまでとは違うものになってくる可能性はあると考えているが、令和6年度からは任意加入の徹底という形で保護者には案内しているので、組織率がどのように変わってくるかを注視している状況である。

川村教育長 P T Aについては、精華中学校は今休止状態になっているが、他校は運営上の問題点を克服しながら、保護者と教員の連携した組織として活動を充実させていこうという努力をしているところなので、私は、文言を削ってしまうという選択はないのではと強く思う。来年度の指導の重点では、文言として残すべしと結論づけてよいのではないかと。

松下委員 精華町には多くの団体があって、P T Aの代表者が自動的にメンバーになるという団体が幾つかあるのだが、休止状態になっているP T Aからは入らないので、その団体の構成が歪になるということが起こりつつあり、この1年間、

そこは危惧していた。

川村教育長 次に、「生かす」と「活かす」のいずれを用いるかという点について、精華町の公用文としてはどちらを用いるのが適当か、事務局としてはどうか。

教育部長 結論から申せば、統一されていないのが実態だと思う。しかし、学校教育と社会教育を合わせて一つの指導の重点であるという位置づけから言えば、どちらかに統一して整理をするべきであり、上位計画や京都府の計画など様々な資料から引用しているので、それらとの整合性なども総合的に検討して、最終、統一感がある形としたいと考えている。

川村教育長 安心・安全も同じ観点での整理となるか。

教育部長 精華町ではすべての計画等で「安全・安心」という文言を用いている。

川村教育長 次に、高岡委員からあった「温かい共感的な人間関係」、の「温かい」を「相互扶助的な」に変更するという提案についてはどうか。

松下委員 文言としては、「温かい」を取ってしまって、共感的な人間関係とすると生徒指導提要と合致するのだが、指導と言った時に、校長として現場で教職員を指導する場合を想定すると、「温かい」という文言が入っているほうが指導しやすいと私は思った。これを入れるかどうかは、こだわる人はとてもこだわる部分だと思うので、実際の指導を想定するならば入れたほうがよい。ただし、文法としておかしいということであれば、やはり削除したほうがよいとは思うが。

高岡委員 何となくしっくりこないという程度ではあるが、対案を調べていたら、お互いに助け合って支えるという相互扶助という文言を見つけたので、これを用いればどうかと個人的に考えた。感覚的なことだけで申し訳ないのだが。

松下委員 「温かい」を取って「共感的な人間関係」としてしまい、別途、教育委員会として現場に指導してもらう時に、ぜひ温かく見守ってやってほしいという文言をつけ足してもら

う方法もよいのではと思うが、本当に大事な部分なので、再度検討してほしい。

川村教育長 新しい指導提要に「相互扶助的」という文言があるのか。  
総括指導主事 自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え行動できる相互扶助的で、共感的な人間関係をいかに早期につくり上げるかが重要である、という一文がある。

川村教育長 教員と児童生徒の関係を相互扶助的と表現することは少し理解に苦しむのだが、指導提要では何かその点触れられていないか。

総括指導主事 文章を見る限りでは、相互扶助的という文言は教員と児童生徒の関係にもかかっている。

川村教育長 それでは、相互扶助的という文言を入れることも検討し、次回に報告してもらおうこととする。

国の生徒指導提要に沿って整理すると、「温かい」が消えることになるが、よいか。

松下委員 文言を削ることは問題ない。現場を見て、実態としては「温かさ」が大事だということは伝えたい。

川村教育長 「共感的」という文言には「温かさ」を当然伴うという理解もできるとは思う。

次に、新司委員からあった、「新体力テストの結果を活用」の具体的な活用事例を説明できるか。

総括指導主事 学校現場では、体力テストの結果を踏まえて、例えば柔軟性が非常に低いことが結果として顕著に出ているのだが、それを受けて何かに特化して取り組むのではなく、継続的に、例えば柔軟性を高める運動をけがの予防のために導入したり、準備運動を入れたりという形で、また持久力の向上のために、学校の実態を踏まえて、そういった体づくり運動の中に取り入れたりという形で、年間の中で総合的に計画して取り組んでいる。

川村教育長 「2 未来を生き抜く子どもの育成」の(10)の「我が国の伝統や文化への理解と」の「と」について、表記として正しいかということだが。

松下委員 普通、このような文章の「と」の後ろには読点はつけないと思うが、読点を取ってしまうと、何が対になっているかが曖昧になってしまうので、何か文言を足す必要があると思う。

川村教育長 それから、「6 教育の質を高める環境の整備」の「(3) 指導力量の継承」で、若手教職員と限定されている点についてのご指摘だが、これは、もともとは大量退職と大量採用の時期が長く続いたことで、若手が増え、熟練層が退職していくという中で、力量を若手に継承するということの重要性が言われた時期から、このような具体的な研修を町独自に行っていることを表現している。中堅に対しての町独自の研修は行っていない。

松下委員 この項目にある研修とは、校内研修など全部を含めた意味かとは思いますが、今、精華町でそういう状況が進んでいるということであれば、この表現で結構かと思う。状況が変わった時にまた修正を検討すればよいのではないか。

川村教育長 研修については中堅層、ミドル層、管理職、それぞれで話題はあるが、ここでは特に若手への手だてを学校現場で重視してほしいという意味で挙げている。

新司委員 「(5) 教職員の働き方改革の推進」で、冒頭の「各学校は」から最後まで一つの文章になっていて、長くて読みづらいので、1行目で文章を切り、2つの文章にしてはどうか。学校は教育課程の見直しや部活動の地域移行は既に実施していて、意識改革の段階ではないと思う。学校の教育改革は当然進めていかなければならないし、部活動の地域移行を、例えば進める、取組に努める、行うといった文章で切ってしまい、そこから、次の文章にしたほうがよいのではと思う。

意識改革という文言が文章中に2回出てくるので、文章を2つに分けたほうがうまくつながるのではないかと思う。

総括指導主事 この文章の2回目の意識改革についてだが、学校現場の中で、働き方改革と部活動地域移行の2つに関しては、教職員

の意識が二極化している状況があるので、まずは教職員が同じ方向を向くことができるようにすることが現場では大事だ  
と思い、特に強調している面がある。

ただ、文章的にはご指摘のとおり、整理させてもらいたい。

川村教育長 「意識改革」の重複については、必要性を検討の上、次回  
での報告をお願いします。

松下委員 文章を2分割すること自体はよいのだが、主語の問題が出  
てくる。前半は「各学校は」とあるので学校、校長が中心  
になるが、後半は一部教育委員会が主語になる内容もある  
のではと思うが、例えば「一人一人の業務能力向上を支援  
し」だが、誰が支援するかという疑問が生じるので、主語  
を明確にした上で文章を整理したほうがよいと思う。

川村教育長 この項目については、もともと「各学校は」で始まる文章  
であるため、前半後半ともに学校が主語と考える。

松下委員 それでは、ここでいう支援は相互支援を指すということで、  
承知した。

川村教育長 次に、「風通しの良い」という文言の置き換えについてだ  
が、自由に発言でき、そして、提案などができること、主  
に情報の流通ということだが、次回までに検討することと  
させていただきます

また、社会教育指導の重点で、「住民の知的好奇心や探究  
心に応える」のフレーズは、その次の「先進的な科学技術等  
を学ぶ活動を推進する」の後ろに移動したほうがよいのでは  
という提案があったが、どうか。

生涯学習課長 文章を入れ替えてみて、次回お示ししたい。

川村教育長 では、何点か表現上の問題、内容、言葉遣いに関わるもの、  
文章のつくり方に関するものがあったが、2月の教育委員  
会会議でもう一度議論いただいて、3月の会議で議決とい  
う段取りになるので、引き続きお願いしたい。

精華町防災受援施設整備事業基本計画について

教育部長 【提案説明】

令和2年3月に策定した精華町まちづくり基本計画に則り、このたび、防災受援機能と生涯学習機能を併せ持つ防災受援施設の整備を目指して、精華町防災受援施設整備事業基本計画（案）をまとめたので、協議をお願いする。

計画案の概要について説明させていただく。

精華町では、防衛施設が所在するという地域の特徴を活用し、地域における防災等のための活動の促進を企図したまちづくりに取り組むため、平成31年3月に精華町まちづくり基本構想、また、令和2年3月には精華町まちづくり基本計画を策定した。

そして、令和5年3月に策定した精華町第6次総合計画では「誰もが健やかに暮らせる安全・安心のまちづくり」を基本理念の一つに掲げ、基地を抱えるまちとして、地域防災力を高め、安全・安心なまちづくりを目指すこととしている。

この精華町防災受援施設については、近年多発している大規模な自然災害に備え、打越台グラウンドと打越台環境センター跡地の一体的な活用を踏まえ、災害時における、自衛隊や緊急消防援助隊、警察、医師や看護師などの保健医療チーム、また、他の自治体からの応援職員などを受け入れる受援施設としての機能と、平常時における、生涯学習や生涯スポーツ施設としての機能を併設する、防災受援施設の整備を行うものである。

既に本町では、昨年5月に災害時の食料供給拠点としての機能と平常時の中学校給食センター機能を併設する、防災食育センターが竣工し、本年度2学期から中学校給食を開始した。

また、災害時の保健活動の本部機能と平常時の保健センターの機能を併設する防災保健センターの建設工事が令和6年度から着工する見込みで、計画を進めている。

これら3施設で本町の防災力を高め、災害時には、3施設の機能が相互に連携して対応することを想定している。

続いて、計画の基礎的事項として、事業計画地の地理的条

件や現在のインフラ状況、防災受援施設を整備するにあたっての関係法令などをまとめている。

計画地の現況図だが、現在、打越台グラウンドとテニスコートは、地域住民に広く利用いただいている。さらに、建物は撤去済みだが、打越台環境センター跡地が打越台グラウンドに隣接しており、本事業計画は、これらを一体的に防災受援施設として整備するものである。打越台グラウンドも災害時の自衛隊や緊急消防援助隊、警察の活動拠点として活用できるよう、今回の事業計画でグラウンドの全面改修を行う予定である。

次に、関係法令において、適合する規定や条件を記載している。

次に、災害時における防災受援施設の各箇所の活用内容と、平常時における防災受援施設の活用内容を表としてまとめている。

次に、施設の配置計画で、打越台グラウンドとテニスコートの位置や形状は変わらないが、打越台環境センター跡地には新たに支援活動の拠点となるよう建物を建設する。建物の配置については、緊急車両の動線や打越台グラウンド南側斜面の土砂災害警戒区域指定を踏まえ、A案からC案まで3つの検討を行った。

検討を行った結果、土砂災害警戒区域から可能な限り建物を遠ざけ、土地の高低差や緊急車両の進入ルートを複数確保できることなどを総合的に判断して、C案を採用したいと考えている。

また、グラウンド整備については舗装方法に関して比較検討を行った結果、日常の整備の負担軽減に加え、今後のメンテナンスや経済性などを総合的に判断して、現況土の再利用と、良質な真砂土に改良剤を加えた3種混合による工法を採用したいと考えている。

次に、建築物の計画だが、建物の会議室や多目的ホールなど、諸室の配置案と会議室などの収容人員の算定手法、また、

災害時と平常時の諸室の用途や概要などを記載しているほか、構造は鉄骨造とし、構造体 1 類、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類とそれぞれ耐震安全性の最高基準を満たす計画である。

設備においては、非常用発電機を備え、災害時の活動拠点として 72 時間の稼働を確保する計画となっている。

また、給水設備では、受水槽や緊急遮断弁の検討も行っている。

最後に事業計画だが、今後の整備計画スケジュールや基本計画時の段階で想定している概算工事費などを記載しており、現時点での整備スケジュールとして、令和 6 年度に実施設計を行い、令和 8 年度から着工する予定である。

今後、この基本計画（案）については、2 月に町議会での行政報告やパブリックコメントを実施し、聴取した意見も参考にして、3 月末には計画を完成する予定である。

松 下 委 員 防災受援施設だけなら教育委員会ではなくて町長部局の内容だが、生涯学習機能も併せ持つということなので、ここでの協議ということになるのだと思うが、計画書を見ると、そのほとんどが災害時の受援機能に関する内容になっている。以前、役場庁舎の 4 階に様々な文化財が保管されているので、それを一部移動することを考えているという話があったが、私自身は住民があまり訪れない場所に置いても活用できないのではとは思っていた。

計画についてまず全体に思ったのは、場所的に町の北部に位置し、グラウンドもあり、陸上自衛隊の分屯地もあるということで、立地的にはよいと思う。

ただ、南部の山田荘地区から見ると北と南の両端になるのだが実は山田荘地区には災害時用の物資を保管する倉庫が一切ないので、教育委員会で検討する事項ではないのだが、防災や救援ということから考えて、精華町は南と北で状況が違うので、南部にも 1 箇所は備蓄等の拠点が必要ではないかと思った。

また、計画図に展示スペースがあるが、これは生涯学習機能関係の展示ではなく防災関係の展示という理解でよいか。

教 育 部 長

まず、施設の位置についてだが、計画地は精華町の北端に近い立地ではあるが、災害時は受援機能という観点では、松下委員がおっしゃるように、自衛隊に隣接しているという点に加えて、京奈和自動車道の精華下狛インターから近く、また、山手幹線へのアクセスも良好であることから、計画地を拠点に町内の避難所に必要な物資を陸送できると考えている。

町南部に備蓄の拠点が無いというご意見だが、計画施設である受援施設は、備蓄機能を主とする施設ではなく、災害時に支援物資を集積する場所として、大きな面積を確保し、自衛隊、警察、緊急消防援助隊などがテントを張って活動の拠点とし、そこから町全域に展開するという施設である。

平常時の公共施設としての観点では、本町は住民の皆さんが利用される公共施設は町内に分散して配置するという方針で整備してきている中で、打越台のグラウンドやむくのきセンターは比較的北部に寄っていて、南にはスポーツ拠点が少ないとか、町有地に建設する関係で少し偏りがあるのではというご指摘もあるかも知れないが、小さなまちでもあるので、北部、南部などを問わず、皆さんに活用いただく施設という位置付けで進めている。

また、防災食育センター、防災保健センター、防災受援施設の3施設は防衛省から補助金を頂いて災害時と平常時で役割が違う施設として建設しており、精華町としては、給食センター、保健センター、打越台の環境センターの跡地活用、打越台のグラウンドの老朽化といった平常時の課題を、防衛省の補助金を活用して防災上の課題とともに解決していく、そのような観点で計画をまとめた経過もあるので、今回の受援施設については教育委員会で取り扱っている。

川 村 教 育 長

土砂災害警戒区域について、説明を補足してほしい。

生涯学習課長

計画地の一部は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区

域と土砂災害特別警戒区域の指定を受けている。令和5年2月17日に京都府知事から指定の通知を精華町として受けている。平成11年に広島で豪雨災害があり、土砂崩れで甚大な被害が出たため、国において法規制が大きく見直しされて、平成13年に土砂災害防止法ができた。この法律を受けて、全国各地で地理的、地形的な条件を当てはめる基礎的な調査が実施された結果、抽出された箇所が全国に多く存在する。この打越台グラウンドについては、地形的な条件に照らすと土砂災害が発生する可能性がある地域ということで、この区域指定を受けている。

京都府に確認したところ、豪雨等の条件を満たすと直ちに土砂が流れ込むといった具体的なことを予測するものではなく、あくまでも発生する可能性があるということでの指定とのことだった。

人家が建っている場所に指定を受けている場合も当然あり、経済的な事情等から、指定を受けたからといって直ちに建物を移転するというにもならないので、今後、こういった区域指定を受けた箇所については自治体がどのように対応していくかが大きな課題になってくるだろうと言われている。

川村教育長 インフラについて、電力は来ているということだが、水道や下水道は整備されているのか。

生涯学習課長 水道は打越台グラウンドにもトイレがあるのでもちろん整備済みだが、汚水についてはグラウンドのトイレは汲み取り式で、環境センターには合併浄化槽が整備されていた。

川村教育長 配置計画については、区域指定を受けている斜面から離隔を取ることを主な理由として建物を北へ寄せているが、併せて、平常時と災害時の車両の進入においても、複数の箇所から進入路を確保できるため、C案を選択するということだと思うが、その他にも何かメリットはあるか。

生涯学習課長 3案の中でC案が切土、盛土の量が最も少ないという点がある。

川村教育長 先ほど松下委員からご意見、ご質問があった展示に関してはどのような見通しを持っているのか。

生涯学習課長 展示スペースは1階のエントランスホールの奥に位置しており、現在の想定では、災害に備えて住民の皆さんの意識を高めていただく学習の場として使っていくという、防災に関する展示内容が基本になると思う。

しかし、防災受援施設を広く周知し、大いに活用していただくため、それに資するような展示内容を併せて考えていけたらとは考えている。

松下委員 平面図に三角の青い印がついているが、大きい印がセンターの入口で、小さい印が災害時に使用する入口という意味か。

また、建物内に事務室があるが、災害時以外にも常時、誰かが常駐するのか。

生涯学習課長 1階の事務室には、防災受援施設全体の管理人が常駐することを想定している。

また、青い三角印は出入口を示しており、大きい三角が建物の正面玄関になる。併せて、C案では小さい青の三角印が5か所あるが、これは開口部、扉であり、多目的ホールにおいてはグラウンドを向いている形になる。グラウンド側に開口部を取り、災害時には多目的ホールで支援物資の仕分けなども行われることを想定したものである。

そして、その反対側にも備蓄倉庫からの荷物の運び出しなどがしやすいように開口部を設ける予定としている。

松下委員 太陽光発電の5.7kWとは、どの程度の電気製品を動かせるものなのか。

生涯学習課長 空調設備を動かすような発電量ではなくて、例えば携帯電話を充電するといった省電力の電気製品に対応できるようなものである。基本的に災害による停電時の電力については、別途備える非常用発電装置を動かして供給、確保する考えとしている。

川村教育長 空調は多目的ホールや廊下部分も含めて全館か、部屋ごと

か。

生涯学習課長 空調をどういった系統で動かすかは、今把握していないが、この規模の建物における一般的な考え方で設計を進めていく方向かと思う。基本計画の中では、そこまで具体的に触れている箇所はない。

教育部長 通常は、非常用発電機の72時間の電力供給というものは、空調は使えず、照明やコンセントを72時間維持するということが通常の考え方である。

川村教育長 平常時に活用する展示スペースや調理、飲食スペースが、各室とは別の通路、ホールの部分にあるので、これらのスペース用に独立して稼働する空調があったほうが後々後悔がないかと思う。また、備蓄倉庫も資材、食料品などが傷むのであれば必要ではないかと思うので、検討してほしい。

それでは、今後この基本計画案は2月に町議会への行政報告を行い、その後パブリックコメントを実施して、今、お聞きしたご意見なども参考にして、3月末には計画として完成させる予定としているので、よろしくお願ひしたい。

#### (5) 事務局からの諸報告

教育部長 1 令和5年度教育委員会における学校の働き改革のための取組状況調査結果について

この調査は平成28年から開始され、平成31年1月の中央教育審議会答申を踏まえた令和元年度の全面リニューアルを経て、各教育委員会と学校における働き方改革の進捗状況を明確にして、市町村別の公表、取組事例の展開等を通じて働き方改革の取組を促すことを目的に実施されているものである。

今年度の調査については学校・教師が担う業務に係る3分類、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」、これらのフォローアップに加えて、令和5年8月の中央教育審議会特別部会緊急提言

においてフォローアップの必要性が指摘された事項を中心に調査が実施されている。

調査基準日は令和5年10月1日で、学校の教職員の服務監督をする全ての教育委員会を調査対象とし、1795団体から回答があった。

まず、「基本的には学校以外が担うべき業務」については、本町においても、取組が進んでいる登下校時の対応以外の取組はなかなか進んでおらず、全国平均も、京都府の取組割合についても低調な状況になっている。

次に、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」については、本町を含めて部活動の取組は進んでいるが、その他の取組についてはなかなか進んでいない状況である。

次に、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」については、本町では、授業準備について教師をサポートする支援スタッフの参画と、スクールカウンセラー等の専門的な人材等の参画という2つの取組は実施できているが、その他の取組は進んでいない状況である。

いずれにしても、これまで教師が担ってきた業務を別の誰かが担うことによる負担軽減を追求するためには、代わりに仕事をしてくれる人材の確保と、外部委託化を図るためのコスト負担が大きな課題となってくる。

次に、緊急低減を踏まえて京都府内の各教育委員会が特に優先的に取り組む項目として挙げた3項目は、部活動、支援が必要な児童生徒・家庭への対応、そして学校徴収金の徴収・管理であった。部活動については本町でも地域移行に向けた実証事業に取り組んでいるところで、やはり受け皿となる地域団体の確保、コスト負担などの課題が大きくクローズアップされている状況である。

続いて、授業時数の点検や学校行事の精選・重点化、学校宛ての調査や通知・事務連絡の把握、客観的な方法での在校等時間の把握といった項目ごとに、各教育委員会の実

施状況がまとめられている。

これらの調査結果を参考としながら、越えなければならぬ課題も大きい状況ではあるが、本町の教職員の働き方改革の取組を推進していきたいと考えている。

## 総括指導主事 1 生徒指導報告について

### (1) 小学校

12月の問題事象はゼロ件。

不登校の児童数は21人。

### (2) 中学校

12月の問題事象は1件。

生徒間暴力の報告がありました。

不登校の生徒数は50人。

3日以上欠席については、2学期を見てほぼ横ばいだが、中学校においては9日以上欠席が2学期の学期始めよりは減少している状況がある。

### (3) 4月から12月までの状況について

前年度と比較して、問題事象については、小学校では前年度1件に対し今年度は6件で、低い水準ではあるが少し増えている。また、中学校では前年度と同じ8件で、こちらも低い水準ではある。

欠席については、20日以上欠席している児童生徒の人数が、小学校では21名、昨年度の同時期では14名だったので増加している。中学校では50名で、昨年度の同時期は48名だった。

現時点で不登校の出現率を前年度と比較すると、100人当たり小学校では1.04人、前年度は0.62人で、プラス0.42人。中学校では4.93人、前年度は4.92人で、プラス0.01人となり、小学校では増加している。なお、全国や京都府における傾向は現時点で発表され

ていない。

対象生徒が増加したこと、長期化していること、対応の個別化などを考えると、生徒の状況、またその対応にあたる学校の体制などは非常に厳しく、本町では別室登校者対応の指導員の配置と別室環境の充実によって引き続き支援し、また、スクールカウンセラーの配置増について、京都府へ繰り返し要望をしているところである。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

1 2月の重災害事故の報告は2件。

1件は学校管理外で、軽傷ではあったが自転車と自動車による交通事故があった。自転車の交通違反が要因となるものであった。

もう1件は、部活動中に体調不良が改善せず、保護者と相談の上、救急車を呼んだケースで、生徒の風邪気味、睡眠不足等が要因であった。

総括指導主事 3 インフルエンザによる臨時休業について

1 2月は学級、学年閉鎖は、3小学校1中学校で計9学級あった。1月もインフルエンザが流行し始めており、学級閉鎖が行われている。

総括指導主事 4 令和5年度1回目追跡・2回目いじめ調査集計について

まず、1回目の追跡について、小学校では第1回目の調査において認知件数が344件あり、追跡調査の結果、Aの要指導（行為が止まず、嫌な思いをしている）が8件、Bの要支援（行為は止んでいるが、嫌な思いをしている）がゼロ件、Cの見守り（嫌な思いはないが、行為が止んでいる期間が3カ月に達していない）が11件、Dの解消（3カ月以上のいじめ行為が無く、被害児童生徒の嫌な思いもない状態）が325件となっており、解消率は94%である。

中学校では1回目の調査での認知件数が34件、追跡調査

の結果、Aが3件、Bが2件、Cが2件、Dが27件で、解消率は79%である。

次に、2回目の調査について、小学校で認知件数は280件、内訳としては、Aが15件、Bが10件、Cが255件である。

中学校では認知件数は29件、内訳としてはAが7件、Bが4件、Cが11件、Dが7件である。

小・中学校共、見守り状態が3か月継続して解消となることから、解消率はまだ低くなっている。

1回目と2回目いずれの調査についても重大事態になるようなケースはなく、今後も丁寧な指導を継続し、解消につなげていきたいと考えている。

なお、2月27日に精華町いじめ防止対策推進委員会を開催する予定である。

学校教育課長 1 精華町教育大綱改定案のパブリック・コメントの実施結果について

12月20日から1月25日までの約1か月間、町ホームページのほか、役場をはじめとした公共施設において、住民の皆さんからの意見を募ったところ、今回、意見の提出はなかった。この結果、第2回総合教育会議において決定された改定案はそのままの形で第3回の総合教育会議において提案される予定となっている。

なお、今回のパブリック・コメントの結果について、町議会議員に対しては2月16日に開催予定の民生教育常任委員会において報告させていただく予定としている。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

1点目は表彰の関係で、町スポーツ推進委員の副委員長を務めておられる杉嶋秀美氏が、11月の全国スポーツ推進委員研究協議会青森大会において公益社団法人全国スポーツ推進委員連合から功労者表彰を受けられた。杉嶋氏はスポー

ツ推進委員として39年の長きにわたり務めていただいております、今も現職である。

2点目は第3回精華寿大学の開催について。2月5日に役場交流ホールでフレイル予防講座を開催する。今回、講師はすてき65メイトと高齢福祉課のスタッフが務めることとなっている。

3点目は精華町民文化賞・スポーツ賞の選考委員会の開催について。松下委員と川村教育長に出席いただくことになる。2月21日に選考委員会を開催するが、既に1月19日で推薦の手続きは締め切っており、現在事務局で推薦候補の書類を整理しているところである。

なお、表彰式については例年どおり3月下旬での開催に向けて日程調整をさせていただく。

#### (6) 後援関係

12月から1月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数4件、生涯学習課の社会教育係の担当が3件、社会体育係の担当が1件となっている。

#### (7) 2月の行事予定

2月15日と16日の2日間で京都府公立高校の前期選抜学力検査が実施される。

また、相楽地教委連の教育長・教育長職務代理者合同会議が2月1日に木津川市役所にて開催され、川村教育長と松下委員に出席いただく予定である。

#### (8) 閉会

教育長が第1回教育委員会の閉会を宣言。